

## 奥多摩町技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月

地方自治体の技能労務職員の給与について、同種の民間事業の従業者に比べて高額となっているのではないかと指摘があります。このことから奥多摩町では、町民の理解と納得が得られるよう、技能労務職員の給与等の現状、見直しに向けた基本的な考え方、具体的な取組内容等を明示した取組方針を策定しましたので、公表します。

### 1 現 状

#### (1) 職種ごとの人数・平均給与・平均年齢等及び民間従業員データ（平成19年4月1日現在）

公 務 員					民間従業員（東京都）		
奥多摩町	平均年齢	職員数	平均給与月額	平均給与月額 （国ベース）	民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額
清掃職員	39.0歳	4人	402,450円	368,800円	廃棄物処理業 従業員	43.3歳	299,800円
学校給食員	46.7歳	3人	388,700円	385,000円	調理士	37.7歳	302,500円
その他	55.0歳	1人					
計	44.2歳	8人	399,288円	379,663円			
東京都	47.0歳	2,167人	429,065円	394,189円			
国	48.8歳	5,193人	320,514円				
類似団体	48.6歳	9人	293,202円	283,707円			

平均給与月額とは、平均給料月額と月ごとに支払われることとされている全手当の額を合計したものです。

平均給与月額（国ベース）とは、公表されている国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

1つの職種が2人以下の場合は、職員の個人情報保護のため、平均給与月額は公表していません。

#### (2) 年齢別の人数・平均給与等のデータ平成19年4月1日現在）

	平均給与月額	人数
～29歳		
30～39歳	372,464円	3人
40～49歳	402,333円	3人
50～59歳	434,947円	2人
全体	399,288円	8人

### (3) その他給与に関する事項

#### ア 給料表について

4 等級制の行政職給料表（二）を適用しています。

#### イ 手当について

扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当を、それぞれ該当者に支給しています。このうち、特殊勤務手当の内容は次のとおりです。

手当の種類	支給される職員の範囲	支給額
危険薬品取扱手当	危険薬品取扱作業に従事した者	月 額 2,000 円
変則勤務手当	クリーンセンターの焼却業務に従事した者	1 勤務 1,000 円

#### ウ 昇給基準について

各昇給月（4月、7月、10月、1月）に、職員が現に受けている号給から12月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、4号給を標準として昇給させています。ただし、55歳以上の職員については、昇給を停止しています。

## 2 基本的な考え方

現在、町の技能労務職員は、ごみ処理施設であるクリーンセンターに4人、学校給食センターに3人、山のふるさと村キャンプ場施設管理に1人の計8人の職員体制となっています。平成8年度以降、技能労務職員については、新規の採用を行っていないところですが、「奥多摩町定員適正化計画」に基づき、今後も引き続き退職者について不補充としていくことを基本とします。

給与面に関しては、技能労務職員に支給されていた特殊勤務手当のうち「僻遠地手当」及び「自動車運転手当」の廃止を平成18年度に実施したところですが、今後も、給料表の見直しも含め、国、都、近隣市町村の動向を注視しながら、均衡を逸しないように適宜改正等の判断をしていきたいと考えます。

## 3 具体的な取組内容

### (1) 職員数及び事務・事業の見直しについて

現下の厳しい財政状況の中、職員数の適正化と給与の見直しは、技能労務職員に限らず今後も引き続き進めていかなければならない重要課題となっています。

平成20年4月1日現在の技能労務職員数の見込みは、平成19年度末の退職者等により現在の8人から6人に減員となります。各職場別の職員数の見込みは、学校給食センターと山のふるさと村キャンプ場にそれぞれ1名で、既に、学校給食センターについては、平成19年4月から、その配送業務について民間委託化(臨時職員対応)を実施したところですが、これらの職場については、退職者不補充や事務事業の見直しにより民間委託化や臨時職員対応を視野に入れた検討を進めていきます。

また、クリーンセンターの職員数は4名ですが、この職場については、町単独で運営するごみ処理施設となっており、最終処分場や焼却施設の老朽化に伴い、近い将来、他市町村で運営する一部事務組合へのごみ搬入等について検討、協議をお願いしていく必要があります。この段階の中で、ごみ収集部門の運営方法についても民間委託等を検討していきます。

これらの民間委託や臨時職員対応を検討する中で、40代前半までの比較的若い職員の一般事務職への任用替えについても、その試験制度の見直しを検討していきます。

## (2) 給与面の取組について

給与面に関しては、平成20年4月より職員の昇給日を毎年4月1日に統一し、平成20年度より技能労務職員も含めた新しい人事考課制度を導入し、それぞれの勤務成績や勤務評価に基づく昇給基準の見直しを行っていきます。その中で、近隣市町村等、他団体の動向を見ながら技能労務職の給料表や諸手当の適正化に向けた取組を推進していきます。